

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【公開番号】特開2001-270952(P2001-270952A)

【公開日】平成13年10月2日(2001.10.2)

【出願番号】特願2000-84579(P2000-84579)

【国際特許分類】

C 08 J	7/04	(2006.01)
B 32 B	27/30	(2006.01)
B 41 J	2/16	(2006.01)
C 08 L	27/18	(2006.01)

【F I】

C 08 J	7/04	C E W Z
B 32 B	27/30	D
B 41 J	3/04	1 0 3 H
C 08 L	27:18	

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月19日(2007.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】改質テトラフルオロエチレンポリマからなる薄板と、前記薄板を貫通する微細孔と、前記薄板に形成された位置決め用の孔と、前記位置決め用の孔に嵌合する突起が形成され、該突起を前記位置決め用の孔にはめ込むことによって前記薄板に固定された基体とを有する複合材料部品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

図1(A)に示す基体50は、例えばセラミックスやポリマ等で形成される。基体50には、位置決め穴51及びインク吐出孔62と同数のインク収容空洞52が形成されている。位置決め穴51と突起65とが嵌合することにより、ノズル部60が基体50に固定される。位置決め穴51と突起65とが嵌合した状態で、各インク収容空洞52が、それに対応するインク吐出孔62を経由して薄板61の反対側の空間に繋がる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0059

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0059】

図6(A)に示すように、基体95に2つの突起96が形成されている。突起96は、ノズル部の位置決め穴91に嵌合する。さらに、基体95には、インク収容空洞97が形成

されている。インク収容空洞97とインク吐出孔92との位置関係は、図1に示す第1の実施例の場合と同様である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によると、改質テトラフルオロエチレンポリマからなる薄板に突起が形成されている。この突起を他の部品の凹部に嵌合させることにより、薄板を他の部品に取り付けることができる。